

【件名】医用画像情報・統合診療支援システム第三者保守

No.	質疑	変更前回答	変更後回答
1	Ⅱ.業務要件>1.保守作業内容>(4)保守条件に記載の、「I交換用パーツに関して充電確認が必要な部材に関しては定期的に充電の確認及び補電を実施する事。」 「●交換パーツに関して定期的な通電を行い、正常稼働を確認している事。」につきましては、該当機器がありませんので、除外いただけますでしょうか。	保守条件から除外いたします。	変更無し
2	下記事項につきまして、ご容認いただけますでしょうか。 ・交換部品は大阪府発送を想定しております。 ・一部(ストレージ関連)については、保守部材の到着まで半日程度お時間をいただく場合がございます。 ・ストレージのバッテリーは保守対象外とさせていただきます。	Ⅱ.業務要件>1.(4)保守条件に記載のとおり、「原則障害解析完了当日4時間駆けつけ目標とすること」としています。 よって、物流の問題等特別な事情がある部材については、契約締結後にお示しください。 またバッテリーに関しては、RAIDサーバーのバッテリーのみが保守対象です。	変更無し
3	契約書案の条項の相談につきましては、本質疑書の締め切り(12月4日)以降でも可能でしょうか。	契約書については、契約締結前に協議し決定します。	変更無し
4	契約書を下記のように書き換えることは可能でしょうか。 (損害賠償) 第37条「乙は、…その損害に相当する金額を損害賠償として甲に…。」 →「乙は、…その損害に相当する金額を、委託料を上限に損害賠償として甲に…。」 (裁判管轄) 第47条「…、高知地方裁判所を…」 →「…、被告の所在地を管轄する地方裁判所を…」	No.4の条項2項については変更できません。	No.4についても、契約締結前に協議し決定します。